

本文書は、日本企業の中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

外国投資家による国内企業買収に係る安全審査制度の確立に関する国務院弁公庁の通知
（国弁発[2011]6号として2011年2月3日発布）

各省、自治区及び直轄市の人民政府並びに国務院の各部・委員会及び各直属機構に通知する。

近年、経済のグローバル化の深化及び我が国の対外開放の更なる拡大に伴い、外国投資家が買収の方式にて行う投資が徐々に増え、我が国の外資利用方式の多様化が促され、資源配分の最適化、技術進歩の推進及び企業管理水準の向上等の方面において積極的な役割を果たしている。外国投資家による国内企業買収が秩序ある発展をするよう導き、国の安全を維持・保護するため、国務院の同意を経て、ここに、外国投資家による国内企業買収に係る安全審査（以下「買収安全審査」という。）制度の確立に係る事項について、次のとおり通知する。

一、買収安全審査の範囲

- （一） 買収安全審査の範囲は、外国投資家が国内の軍事工業及び軍事工業関連企業、重点的・センシティブな軍事施設周辺企業並びに国防安全に関係するその他の単位を買収する場合、又は外国投資家が国内の国の安全に関係する重要な農産品、重要なエネルギー及び資源、重要なインフラストラクチャー、重要な運輸サービス、基幹技術並びに重大な装備製造等の企業を買収する場合で、かつ、実質的支配権が外国投資家によって取得され得るものとする。
- （二） 外国投資家による国内企業買収とは、次の各号に掲げる状況をいう。
 1. 外国投資家が国内の非外商投資企業の出資持分を買い取り、又は国内の非外商投資企業の増資を引き受けることによって、当該国内企業をして外商投資企業に変更設立せしめること。
 2. 外国投資家が国内の外商投資企業の中国側出資者の出資持分を買い取り、又は国内の外商投資企業の増資を引き受けること。
 3. 外国投資家が外商投資企業を設立し、かつ、当該外商投資企業を通じて国内企業の資産を合意により買い取り、なおかつ当該資産を運営すること、又は当該外商投資企業を通じて国内企業の出資持分を買い取ること。
 4. 外国投資家が国内企業の資産を直接買い取り、かつ、当該資産をもって外商投資企業を投資設立し、当該資産を運営させること。
- （三） 外国投資家による実質的支配権の取得とは、外国投資家が買収を通じて国内企業の支配的出資者又は実質的支配者となることをいう。これには、次の各号に掲げる状況が含まれる。
 1. 買収後に外国投資家及びその持株親会社・持株子会社の保有する持分総額が 50%以上となること。
 2. 買収後に複数の外国投資家の保有する持分総額が合計で 50%以上となること。

3. 買収後に外国投資家の保有する持分総額が 50%未満であるものの、当該投資家が保有する持分に応じて享有する議決権が出資者会若しくは出資者総会又は董事会の決議に対して重大な影響を及ぼすのに既に十分であること。
4. 国内企業の経営意思決定、財務、人事又は技術等の実質的支配権が外国投資家に移転することになるその他の状況

二、買収安全審査の内容

- (一) 買収取引が国防に必要な国内製品の生産能力、国内サービスの提供能力及び関係設備施設に対するものを含む国防安全に与える影響
- (二) 国の経済の安定した運営に対する買収取引の影響
- (三) 社会の基本的な生活秩序に対する買収取引の影響
- (四) 国の安全にかかわる基幹技術の研究開発能力に対する買収取引の影響

三、買収安全審査の業務メカニズム

- (一) 外国投資家による国内企業買収に係る安全審査の部門間連席会議（以下「連席会議」という。）制度を確立し、買収安全審査業務を具体的に担当させる。
- (二) 連席会議は、国務院の指導のもとで、発展改革委員会及び商務部が指揮をとり、外資による買収の関係する業種及び領域に基づき、関連部門と共に買収安全審査を展開する。
- (三) 連席会議の主たる職責は、国の安全に対する外国投資家による国内企業買収の影響を分析すること、外国投資家による国内企業買収に係る安全審査業務における重大問題を検討及び調整すること、並びに安全審査を行う必要のある外国投資家による国内企業買収取引に対して安全審査を行い、かつ、決定を下すことである。

四、買収安全審査の手続

- (一) 外国投資家が国内企業を買収する場合には、本通知の規定に従い、投資家が商務部に対して申請を提出しなければならない。安全審査の範囲内に属する買収取引について、商務部は、審査の実施を連席会議に対して 5 業務日内に要請しなければならない。
- (二) 外国投資家が国内企業を買収する場合において、国務院の関係部門、全国的な業種協会、同業企業及び川上・川下企業は、買収安全審査を行う必要があると認めるときは、商務部を通じて買収安全審査実施の申入れを提出することができる。連席会議は、買収安全審査を行う必要が確かにあると認める場合には、審査を行う旨を決定することができる。
- (三) 連席会議は、商務部が安全審査を要請した買収取引について、まずは一般性審査を行い、一般性審査を通過することができなかったものについて特別審査を行う。買収取引の当事者は、連席会議の安全審査業務に協力し、安全審査に必要な資料・情報を提供し、関係する問合せに応じなければならない。

一般性審査は、書面による意見徴求の方式を採用して行う。連席会議は、商務部により安全審査を要請された買収取引の申請を受領した後 5 業務日内に、関係部門の意見を書面により求める。関係部門は、書面による意見徴求書簡を受領した後 20 業務日内に、書面意見を提出しなければならない。買収取引について国の安全に影響しないと関係部門がいずれも認めた場合には、特別審査は行わず、連席会議は、全ての書面意見を受領した後 5 業務日内に審査意見を提出し、かつ、商務部に対し書面により通知する。

買収取引について、国の安全に影響を及ぼしうると認める部門があった場合には、連席会議は、書面意見を受領した後5業務日内に、特別審査手続を始動しなければならない。特別審査手続を始動した後に、連席会議は、買収取引に対する安全評価を組織し、かつ、評価意見を踏まえたうえで買収取引について審査を行う。意見が基本的に一致した場合には、連席会議が審査意見を提出する。重大な意見の相違がある場合には、連席会議が国務院に報告し決定を仰ぐ。連席会議は、特別審査手続を始動した日から60業務日内に特別審査を完了し、又は国務院に報告し決定を仰ぐ。審査意見は、連席会議が商務部に対し書面により通知する。

- (四) 買収安全審査の過程において、申請人は、取引方案の修正又は買収取引の取消しを商務部に申請することができる。
- (五) 買収安全審査意見は、商務部が申請人に対し書面により通知する。
- (六) 外国投資家による国内企業買収行為が国の安全に対して重大な影響を既に及ぼし、又は及ぼすおそれのある場合には、連席会議は、商務部に対して、関係部門と共に当事者の取引を終了させるか、又は関連出資持分若しくは資産の譲渡その他有効な措置を講じて、国の安全に対する当該買収行為の影響を除去するよう要求しなければならない。

五、その他の規定

- (一) 関係部門及び単位は、全局的概念を樹立し、責任意識を強め、国家秘密及び商業秘密を守り、作業効率を高めて、対外開放の拡大及び外資利用水準の引上げと同時に、外資による買収の健全な発展を推進し、国の安全を確実に維持・保護しなければならない。
- (二) 外国投資家による国内企業買収が固定資産投資の新規増加に及ぶ場合には、国の固定資産投資管理規定に従いプロジェクトの審査承認手続を行う。
- (三) 外国投資家による国内企業買収が国有財産権の変更に及ぶ場合には、国の国有資産管理の関係規定に従い処理する。
- (四) 外国投資家による国内金融機構の買収に係る安全審査については、別途規定する。
- (五) 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の投資家は、買収を行う場合には、本通知の規定を参照して執行する。
- (六) 買収安全審査制度は、本通知の発布日から30日後に実施する。

(法令原文名称：关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知)